

高砂市議会定例会追加議案

条例議案・令和7年度補正予算

令和7年12月

目 次

へ。→

高議第74号	高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を定めることについて	1
高議第75号	高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	7
高議第76号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	11
高予第37号	第7回令和7年度高砂市一般会計補正予算	13
高予第38号	第3回令和7年度高砂市病院事業会計補正予算	45

高議第74号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を
定めることについて

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を次のとおり
定めるものとする。

令和7年12月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年高砂市条例第50号)

の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第4条中「法第34条」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

第34条」に改める。

第6条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「法」を「地方公営企業法」に、「市長に提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条第2項中「11月30日」を「、11月30日」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者は」を「市長は、」に、「提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「、法」を「、地方公営企業法」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2中「法第33条第2項」を「地方公営企業法第33条第2項」に改め、同条を第5条とする。

本則に次の15条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、病院の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、病院の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第9条 市長は、指定管理者に病院の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として

選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 地域の医療ニーズに対応した医療を提供することができる。
- (2) 病院の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 病院の管理を適正かつ安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準
(指定管理者の業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 病院における診療及び検診に関する業務
- (2) 病院の利用制限に関する業務
- (3) 病院の利用料金の收受及び減免に関する業務
- (4) 病院に係る手数料の収納に関する業務
- (5) 病院の維持管理に関する業務
- (6) その他病院の管理上市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、他の者に前項に規定する業務の一部を委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則等の規定に基づき、病院の管理業務を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、病院の管理業務により取得した個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 病院の管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 4 指定管理者は、病院の管理業務に関し、自ら積極的な情報公開に努めなければならない。
- (休診日)

第12条 病院の休診日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と

認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。））

（診察受付時間）

第13条 病院の診察受付時間は、午前8時30分から午前11時までとする。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

（告示）

第14条 市長は、第9条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。第18条の規定により指定を取り消したときも、同様とする。

（協定の締結）

第15条 指定管理者は、市長と病院の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後、速やかに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において、指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 病院の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 病院の利用料金及び手数料の収入の実績
- (3) 病院の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

（報告、調査及び指示）

第17条 市長は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する病院の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第18条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて病院の管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (4) 病院の管理業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (5) その他病院の管理業務を継続することが適当でないと認める行為があつたとき。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて病院の管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金及び手数料)

第21条 病院の利用に係る利用料金及び手数料については、別に条例で定める。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(高砂市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の廃止)

第2条 高砂市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（昭和63年高砂市条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第1条の規定による改正後の高砂市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

高議第 75 号

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるもの
とする。

令和 7 年 12 月 19 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高砂市職員の給与に関する条例（昭和30年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

43 医療職給料表の適用を受ける職員に対する令和7年12月の期末手当及び勤勉手当における第18条第2項及び第19条第2項の適用については、第18条第2項中「、基準日」とあるのは「基準日」と、「額と」とあるのは「額及び期末手当基礎額に100分の2.5を乗じて得た額に当該割合を乗じて得た額の合計額と」と、第19条第2項第1号中「得た額」とあるのは「得た額及び当該勤勉手当基礎額に当該合計額を加算した額に100分の2.5を乗じて得た額」と、同項第2号中「得た額」とあるのは「得た額及び当該勤勉手当基礎額に100分の2.5を乗じて得た額」とする。

44 医療職給料表の適用を受ける職員に対する令和8年6月及び12月の期末手当及び勤勉手当における第18条第2項及び第19条第2項の適用については、第18条第2項中「、基準日」とあるのは「基準日」と、「額と」とあるのは「額及び期末手当基礎額に100分の1.25を乗じて得た額に当該割合を乗じて得た額の合計額と」と、第19条第2項第1号中「得た額」とあるのは「得た額及び当該勤勉手当基礎額に当該合計額を加算した額に100分の1.25を乗じて得た額」と、同項第2号中「得た額」とあるのは「得た額及び当該勤勉手当基礎額に100分の1.25を乗じて得た額」とする。

附　則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定（附則第44項に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の高砂市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の高砂市職

員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

高議第 76 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 12 月 19 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第　　号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和35年高砂市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

47 令和8年1月分から令和9年3月分までの市長及び病院事業管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の80を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

第 7 回
令和 7 年度高砂市
一般会計補正予算

一般会計

目 次

ページ

1 第7回 令和7年度高砂市一般会計補正予算	15
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	16
・ 歳 出	22
3 第2表 繰越明許費の補正	26
(予算に関する説明書)	
4 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	29
(2) 歳 入	32
(3) 歳 出	36
(予算に関する説明書)	
5 補正予算給与費明細書	38
(予算に関する説明書)	
6 繰越明許費事項別明細書	42

第7回 令和7年度高砂市一般会計補正予算

令和7年度高砂市の一般会計第7回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,462,257千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

令和7年12月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 市 税	
	(1) 市 民 税
	(2) 固 定 資 産 税
	(3) 軽 自 動 車 税
	(4) 市 た ば こ 税
	(5) 都 市 計 画 税
② 地 方 譲 与 税	
	(1) 地 方 振 発 油 譲 与 税
	(2) 自 動 車 重 量 譲 与 税
	(3) 森 林 環 境 譲 与 税
	(4) 特 別 と ん 譲 与 税
③ 利 子 割 交 付 金	
	(1) 利 子 割 交 付 金
④ 配 当 割 交 付 金	
	(1) 配 当 割 交 付 金
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	(1) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	
	(1) 法 人 事 業 税 交 付 金
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	
	(1) 地 方 消 費 税 交 付 金
⑧ 環 境 性 能 割 交 付 金	
	(1) 環 境 性 能 割 交 付 金
⑨ 地 方 特 例 交 付 金	
	(1) 地 方 特 例 交 付 金
⑩ 地 方 交 付 税	
	(1) 地 方 交 付 税

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 7, 2 2 3, 0 0 0	0	1 7, 2 2 3, 0 0 0
6, 1 1 9, 0 0 0	0	6, 1 1 9, 0 0 0
8, 8 9 1, 0 0 0	0	8, 8 9 1, 0 0 0
2 5 3, 0 0 0	0	2 5 3, 0 0 0
6 0 0, 0 0 0	0	6 0 0, 0 0 0
1, 3 6 0, 0 0 0	0	1, 3 6 0, 0 0 0
2 1 8, 3 7 6	0	2 1 8, 3 7 6
4 6, 0 0 0	0	4 6, 0 0 0
1 5 8, 0 0 0	0	1 5 8, 0 0 0
1 1, 3 7 6	0	1 1, 3 7 6
3, 0 0 0	0	3, 0 0 0
2 2, 0 0 0	0	2 2, 0 0 0
2 2, 0 0 0	0	2 2, 0 0 0
1 2 3, 0 0 0	0	1 2 3, 0 0 0
1 2 3, 0 0 0	0	1 2 3, 0 0 0
1 9 6, 0 0 0	0	1 9 6, 0 0 0
1 9 6, 0 0 0	0	1 9 6, 0 0 0
2 5 1, 0 0 0	0	2 5 1, 0 0 0
2 5 1, 0 0 0	0	2 5 1, 0 0 0
2, 3 0 0, 0 0 0	0	2, 3 0 0, 0 0 0
2, 3 0 0, 0 0 0	0	2, 3 0 0, 0 0 0
6 1, 0 0 0	0	6 1, 0 0 0
6 1, 0 0 0	0	6 1, 0 0 0
8 8, 9 8 7	0	8 8, 9 8 7
8 8, 9 8 7	0	8 8, 9 8 7
4, 0 1 4, 2 6 5	0	4, 0 1 4, 2 6 5
4, 0 1 4, 2 6 5	0	4, 0 1 4, 2 6 5

一般会計

款	項
⑪ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	(1) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金	
	(1) 分 担 金
	(2) 負 担 金
⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料	
	(1) 使 用 料
	(2) 手 数 料
⑭ 国 庫 支 出 金	
	(1) 国 庫 負 担 金
	(2) 国 庫 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑮ 県 支 出 金	
	(1) 県 負 担 金
	(2) 県 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑯ 財 产 収 入	
	(1) 財 产 運 用 収 入
	(2) 財 产 売 払 収 入
⑰ 寄 附 金	
	(1) 寄 附 金
⑱ 繰 入 金	
	(1) 基 金 繰 入 金
	(2) 他 会 計 繰 入 金
⑲ 繰 越 金	
	(1) 繰 越 金
⑳ 諸 収 入	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
18, 500	0	18, 500
18, 500	0	18, 500
26, 036	0	26, 036
2, 122	0	2, 122
23, 914	0	23, 914
763, 359	0	763, 359
364, 456	0	364, 456
398, 903	0	398, 903
7, 873, 813	283, 487	8, 157, 300
5, 974, 858	0	5, 974, 858
1, 876, 437	283, 487	2, 159, 924
22, 518	0	22, 518
2, 885, 219	0	2, 885, 219
1, 946, 114	0	1, 946, 114
626, 079	0	626, 079
313, 026	0	313, 026
519, 422	0	519, 422
62, 873	0	62, 873
456, 549	0	456, 549
690, 902	0	690, 902
690, 902	0	690, 902
238, 797	0	238, 797
176, 061	0	176, 061
62, 736	0	62, 736
673, 806	0	673, 806
673, 806	0	673, 806
2, 179, 978	10	2, 179, 988

一般会計

款	項
	(1) 延滞金、加算金及び過料
	(2) 預金利息子
	(3) 貸付金元利収入
	(4) 受託事業収入
	(5) 雜入
②① 市債	
	(1) 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 0 , 0 0 0	0	1 0 , 0 0 0
1 , 0 0 0	0	1 , 0 0 0
4 7 2 , 8 1 2	0	4 7 2 , 8 1 2
1 4 5 , 9 8 2	0	1 4 5 , 9 8 2
1 , 5 5 0 , 1 8 4	1 0	1 , 5 5 0 , 1 9 4
3 , 8 1 1 , 3 0 0	0	3 , 8 1 1 , 3 0 0
3 , 8 1 1 , 3 0 0	0	3 , 8 1 1 , 3 0 0
4 4 , 1 7 8 , 7 6 0	2 8 3 , 4 9 7	4 4 , 4 6 2 , 2 5 7

一般会計

款	項
① 議 會 費	
	(1) 議 會 費
② 總 務 費	
	(1) 總 務 管 理 費
	(2) 徵 稅 費
	(3) 戶 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	(4) 選 舉 費
	(5) 統 計 調 査 費
	(6) 監 査 委 員 費
③ 民 生 費	
	(1) 社 會 福 祉 費
	(2) 高 齡 者 福 祉 費
	(3) 児 童 福 祉 費
	(4) 生 活 保 護 費
	(5) 災 害 救 助 費
④ 衛 生 費	
	(1) 保 健 衛 生 費
	(2) 清 掃 費
⑤ 勞 働 費	
	(1) 勞 働 施 設 費
	(2) 勞 働 諸 費
⑥ 農 林 水 產 業 費	
	(1) 農 業 費
	(2) 水 產 業 費
⑦ 商 工 費	
	(1) 商 工 費
⑧ 土 木 費	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
319, 862	0	319, 862
319, 862	0	319, 862
6, 262, 709	0	6, 262, 709
5, 111, 667	0	5, 111, 667
656, 164	0	656, 164
307, 399	0	307, 399
88, 497	0	88, 497
65, 443	0	65, 443
33, 539	0	33, 539
18, 460, 807	283, 497	18, 744, 304
6, 598, 179	0	6, 598, 179
1, 814, 430	0	1, 814, 430
7, 751, 064	283, 497	8, 034, 561
2, 296, 422	0	2, 296, 422
712	0	712
4, 125, 266	0	4, 125, 266
2, 205, 451	0	2, 205, 451
1, 919, 815	0	1, 919, 815
86, 616	0	86, 616
26, 955	0	26, 955
59, 661	0	59, 661
238, 401	0	238, 401
204, 279	0	204, 279
34, 122	0	34, 122
962, 149	0	962, 149
962, 149	0	962, 149
4, 318, 599	0	4, 318, 599

一般会計

款	項
	(1) 土木管理費
	(2) 道路橋りよう費
	(3) 河川費
	(4) 港湾費
	(5) 住宅費
	(6) 下水道費
⑨ 都市計画費	
⑩ 消防費	(1) 都市計画費
⑪ 教育費	(1) 消防費
	(1) 教育総務費
	(2) 小学校費
	(3) 中学校費
	(4) 社会教育費
	(5) 青少年対策費
⑫ 災害復旧費	
	(1) 土木施設災害復旧費
⑬ 公債費	
	(1) 公債費
⑭ 諸支出金	
	(1) 諸費
⑮ 予備費	
	(1) 予備費
歳出合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 0, 9 9 5	0	2 0, 9 9 5
1, 3 3 1, 7 7 6	0	1, 3 3 1, 7 7 6
5 0 8, 0 1 2	0	5 0 8, 0 1 2
1, 1 1 9	0	1, 1 1 9
5 9, 9 7 5	0	5 9, 9 7 5
2, 3 9 6, 7 2 2	0	2, 3 9 6, 7 2 2
6 9 5, 3 1 3	0	6 9 5, 3 1 3
6 9 5, 3 1 3	0	6 9 5, 3 1 3
1, 4 1 7, 5 0 2	0	1, 4 1 7, 5 0 2
1, 4 1 7, 5 0 2	0	1, 4 1 7, 5 0 2
3, 9 8 0, 4 6 7	0	3, 9 8 0, 4 6 7
9 4 4, 3 2 1	0	9 4 4, 3 2 1
1, 7 2 3, 8 9 4	0	1, 7 2 3, 8 9 4
1, 0 2 2, 6 3 2	0	1, 0 2 2, 6 3 2
2 7 6, 3 1 1	0	2 7 6, 3 1 1
1 3, 3 0 9	0	1 3, 3 0 9
1	0	1
1	0	1
3, 1 9 1, 0 9 5	0	3, 1 9 1, 0 9 5
3, 1 9 1, 0 9 5	0	3, 1 9 1, 0 9 5
8 9, 9 7 3	0	8 9, 9 7 3
8 9, 9 7 3	0	8 9, 9 7 3
3 0, 0 0 0	0	3 0, 0 0 0
3 0, 0 0 0	0	3 0, 0 0 0
4 4, 1 7 8, 7 6 0	2 8 3, 4 9 7	4 4, 4 6 2, 2 5 7

一般会計

第 2 表 繰 越 明 許 費 の 補 正

款	項
③ 民 生 費	(3) 児 童 福 祉 費

事業名	金額
物価高対応支援手当	千円 3,212

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
① 市 稅	17,223,000	0	17,223,000
② 地 方 譲 与 税	218,376	0	218,376
③ 利 子 割 交 付 金	22,000	0	22,000
④ 配 当 割 交 付 金	123,000	0	123,000
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	196,000	0	196,000
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	251,000	0	251,000
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	0	2,300,000
⑧ 環 境 性 能 割 交 付 金	61,000	0	61,000
⑨ 地 方 特 例 交 付 金	88,987	0	88,987
⑩ 地 方 交 付 税	4,014,265	0	4,014,265
⑪ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,500	0	18,500
⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金	26,036	0	26,036
⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料	763,359	0	763,359
⑭ 国 庫 支 出 金	7,873,813	283,487	8,157,300
⑮ 県 支 出 金	2,885,219	0	2,885,219
⑯ 財 産 収 入	519,422	0	519,422
⑰ 寄 附 金	690,902	0	690,902
⑱ 繰 入 金	238,797	0	238,797
⑲ 繰 越 金	673,806	0	673,806
⑳ 諸 収 入	2,179,978	10	2,179,988
㉑ 市 債	3,811,300	0	3,811,300
歳 入 合 計	44,178,760	283,497	44,462,257

一般会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 議 会 費	319,862	0	319,862
② 総 務 費	6,262,709	0	6,262,709
③ 民 生 費	18,460,807	283,497	18,744,304
④ 衛 生 費	4,125,266	0	4,125,266
⑤ 労 働 費	86,616	0	86,616
⑥ 農 林 水 産 業 費	238,401	0	238,401
⑦ 商 工 費	962,149	0	962,149
⑧ 土 木 費	4,318,599	0	4,318,599
⑨ 都 市 計 画 費	695,313	0	695,313
⑩ 消 防 費	1,417,502	0	1,417,502
⑪ 教 育 費	3,980,467	0	3,980,467
⑫ 災 害 復 旧 費	1	0	1
⑬ 公 債 費	3,191,095	0	3,191,095
⑭ 諸 支 出 金	89,973	0	89,973
⑮ 予 備 費	30,000	0	30,000
歳 出 合 計	44,178,760	283,497	44,462,257

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
283,487	0	0	10	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
283,487	0	0	10	0

一般会計

(2)

歳

[款] ⑭ 国庫支出金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑭ 国庫支出金	7,873,813	283,487	8,157,300
(2) 国庫補助金	1,876,437	283,487	2,159,924
2 民生費国庫補助金	332,138	283,487	615,625

入

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費 補助金	283,487	(子育て支援課) 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 275,200,000円 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 8,287,000円

一般会計

[款] ②0 諸収入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
②0 諸収入	2, 179, 978	10	2, 179, 988
(5) 雜入	1, 550, 184	10	1, 550, 194
2 雜入	1, 369, 714	10	1, 369, 724

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 雑入	10	(子育て支援課) 社会保険料個人負担金 10

一般会計

(3) 歳

[款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
③ 民生費	18,460,807	283,497	18,744,304	特定財源 283,497 一般財源 0
(3) 児童福祉費	7,751,064	283,497	8,034,561	特定財源 283,497 一般財源 0
1 児童福祉総務費	482,720	283,497	766,217	特定財源 283,497 (内訳) 国庫支出金 283,487 諸収入 10 一般財源 0

出

(単位 : 千円)

節		説	明
区分	金額		
1 報酬	1,648	(子育て支援課) 物価高対応子育て応援手当支給事業 報酬	【 283,497】 〔 1,648〕
3 職員手当等	602	事務等担当者報酬 職員手当等	1,648 〔 602〕
4 共済費	345	時間外勤務手当 共済費	602 〔 345〕
8 旅費	124	共済組合負担金 社会保険料	139 206
10 需用費	163	旅費 需用費	〔 124〕 〔 163〕
11 役務費	2,170	消耗品費 印刷製本費	85 78
12 委託料	3,245	役務費 郵便料 口座振替手数料 委託料	〔 2,170〕 1,158 1,012 〔 3,245〕
18 負担金補助 及び交付金	275,200	システム改修委託料 負担金補助及び交付金 物価高対応子育て応援手当	3,245 〔 275,200〕 275,200

一般会計

(予算に関する説明書)

補正予算給与費明細書

(1) 総括

区分	職員数	報酬	給料	手		費		合計	備考
				千円	千円	職員手当	千円		
補正前の額	(508) 724	560,353	2,960,299	2,148,160	5,668,812	1,120,683	6,789,495		
補正額	(3)	1,648		602	2,250		345	2,595	
合計	(511) 724	562,001	2,960,299	2,148,762	5,671,062	1,121,028	6,792,090		

()内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	勤務手当	手		内		計
								千円	千円	千円	千円	
補正前の額	70,506	189,032	31,890	52,020	10,214	219,326	9,565	40,857	121,862	225	1,402,663	2,148,160
補正額												602
合計	70,506	189,032	31,890	52,020	10,214	219,928	9,565	40,857	121,862	225	1,402,663	2,148,762

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給			費			備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	
補正前の額	(71) 670	人	千円	千円	千円	千円	千円	
				2,768,974	1,892,194	4,661,168	933,634	5,594,802
補正額	()				602			602
合計	(71) 670			2,768,974	1,892,796	4,661,770	933,634	5,595,404

()内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	○						備 考					
					特殊勤務手当	勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	休手当	理手当	管手当	勤務手当	特別勤務手当	内訳	備 考
補正前の額	70,506	177,551	31,890	46,383	9,883	212,347	9,565	40,448	121,862	225	1,171,534	千円	千円	1,171,534	1,892,194	
補正額							602								602	
合計	70,506	177,551	31,890	46,383	9,883	212,949	9,565	40,448	121,862	225	1,171,534	千円	千円	1,171,534	1,892,796	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給報酬			手当			費			備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	(437) 54	人	560,353	191,325	255,966	1,007,644	187,049	1,194,693			
補正額	(3)		1,648		1,648		345	1,993			
合計	(440) 54		562,001	191,325	255,966	1,009,292	187,394	1,196,686			

()内は短時間勤務職員を外す

区分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	当			内			計
				時	間	勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	期末勤勉手当	
補正前の額	千円 11,481	千円 5,637	千円 331	千円 6,979			千円 409		千円 231,129	255,966
補正額										
合計	11,481	5,637	331	6,979			409		231,129	255,966

(予算に関する説明書)

繰 越 明 許 費 事 項 別 明 細 書

款	項	目	予 算 額	支 出 濟 額 及 び 支 出 見 込 額
③ 民 生 費			千円 766, 217	千円 763, 005
	(3) 児 童 福 祉 費		766, 217	763, 005
		1 児 童 福 祉 総 務 費	766, 217	763, 005
合		計	766, 217	763, 005

繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				節	
	特 定 財 源			一般財源	区分	金額
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			
千円 3,212	千円 3,212	千円 0	千円 0	千円 0		千円
3,212	3,212	0	0	0		
3,212	3,212	0	0	0	3 職員手当等	172
					11 役務費	40
					18 負担金補助 及び交付金	3,000
3,212	3,212	0	0	0		

第 3 回
令和 7 年度高砂市
病院事業会計
補 正 予 算

第3回 令和7年度 高砂市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度高砂市病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	5,358,604千円	6,177千円	5,364,781千円
第1項 医業費用	5,225,498千円	6,077千円	5,231,575千円
第3項 訪問看護 ステーション費用	41,553千円	100千円	41,653千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた職員給与費「3,145,270千円」を「3,151,447千円」に改める。

令和7年12月19日提出

高砂市長 都倉 達殊

令和7年度 高砂市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
①病院事業費用			5,358,604	6,177	5,364,781
	1 医業費用		5,225,498	6,077	5,231,575
		1 給与費	3,105,549	6,077	3,111,626
	3 訪問看護 ステーション 費用		41,553	100	41,653
		1 給与費	39,721	100	39,821

令和7年度高砂市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当年度純利益	△ 818,547	△ 6,177	△ 824,724
2 減価償却費	368,004	0	368,004
3 引当金増加額	94,502	0	94,502
4 長期前受金戻入	△ 238,587	0	△ 238,587
5 受取利息	△ 1	0	△ 1
6 支払利息	17,469	0	17,469
7 固定資産除却費	8,000	0	8,000
8 看護師確保経費	9,360	0	9,360
9 特別利益戻入益	0	0	0
10 特別利益一般会計繰入金	△ 200,000	0	△ 200,000
11 特別損失	0	0	0
12 未収金の減少(△増加)	0	0	0
13 貯蔵品の減少(△増加)	0	0	0
14 その他流動資産の減少(△増加)	0	0	0
15 未払金の増加(△減少)	0	0	0
16 その他流動負債の増加(△減少)	0	0	0
17 長期前払消費税の減少(△増加)	12,926	0	12,926
小計	△ 746,874	△ 6,177	△ 753,051
18 利息の受取額	1	0	1
19 利息の支払額	△ 17,469	0	△ 17,469
20 特別利益一般会計繰入金の収入額	200,000	0	200,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 564,342	△ 6,177	△ 570,519
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出	△ 53,273	0	△ 53,273
2 一般会計からの繰入金による収入	164,897	0	164,897
3 修学資金貸付による支出	△ 9,375	0	△ 9,375
4 修学資金貸付返還による収入	1	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	102,250	0	102,250
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行による収入	28,300	0	28,300
2 企業債の償還による支出	△ 140,724	0	△ 140,724
3 リース債務の返済による支出	△ 97,035	0	△ 97,035
4 一時借入れによる収入	0	0	0
5 一時借入金の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 209,459	0	△ 209,459
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 671,551	△ 6,177	△ 677,728
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,559,220	0	1,559,220
VI 現金及び現金同等物の期末残高	887,669	△ 6,177	881,492

給与費明細書

1 総括

区分	職員数	給料		手当		与費		法定福利費 計 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	手 (千円)	当 (千円)	計 (千円)		
損益勘定支弁職員	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940	
資本勘定支弁職員									
合計	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940	
損益勘定支弁職員									
資本勘定支弁職員									
合計	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940	
損益勘定支弁職員									
資本勘定支弁職員									
合計	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940	
(注) ()内は短時間勤務職員を外書き									

(単位: 千円)

手当の内訳

区分	手当の内訳									計 (千円)
	扶養手当	地当	居当	通勤手当	勤務手当	特殊勤務手当	時外勤務手当	宿泊手当	夜間勤務手当	
補正前の額	18,511	71,112	11,152	40,594	281,252	47,467	10,587	20,930	793	40,747
補正額										359,726
合計	18,511	71,112	11,152	40,594	281,252	47,467	10,587	20,930	793	40,747
										902,871
										5,181
										5,181
										908,052

給与費明細書

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員員数		給料		手当		与費		法定福利費		合計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	給 (千円)	手 (千円)	手 (千円)	計 (千円)	計 (千円)	手 当	勤務手当	宿日直	夜間勤務手当
損益勘定支弁職員		(1)	247	1,021,630	780,975	1,802,605	412,821	2,215,426				
資本勘定支弁職員												
合計	1	(1)	247	1,021,630	780,975	1,802,605	412,821	2,215,426				
損益勘定支弁職員												
資本勘定支弁職員												
合計	1	(1)	247	1,021,630	785,314	1,806,944	413,697	2,220,641				
損益勘定支弁職員												
資本勘定支弁職員												
合計	1	(1)	247	1,021,630	785,314	1,806,944	413,697	2,220,641				
(注) ()内は短時間勤務職員を外書き												

(単位:千円)

手当の内訳											
区分	扶養手当	地当	居当	通勤手当	勤務手当	特殊勤務手当	勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
補正前の額	18,511	59,344	11,152	20,227	250,873	44,904	10,587	20,930	793	40,747	302,907
補正額											780,975
合計	18,511	59,344	11,152	20,227	250,873	44,904	10,587	20,930	793	40,747	307,246
											785,314

書細明費與給

會計年度任用職員

区分	分	職員數		給料		手当		費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	給 (千円)	手 (千円)	當 (千円)	計 (千円)	費		
補正前の額	損益勘定支弁職員		(141)		12	432,814	121,896	554,710	57,804	612,514	
	資本勘定支弁職員										
	合		(141)		12	432,814	121,896	554,710	57,804	612,514	
補正額	損益勘定支弁職員										
	資本勘定支弁職員										
	合		(141)		12	432,814	121,896	554,710	57,804	612,514	
合	損益勘定支弁職員										
	資本勘定支弁職員										
	合		(141)		12	432,814	122,738	555,552	57,924	613,476	
計	損益勘定支弁職員										
	資本勘定支弁職員										
	合		(141)		12	432,814	122,738	555,552	57,924	613,476	

(注) ()内は短時間勤務職員を外書き

(単位：千円)

区分		地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	計
補正前の額		11,768	20,367	30,379	2,563			56,819	121,896
補正額								842	842
合計		11,768	20,367	30,379	2,563			57,661	122,738

令和7年度高砂市病院事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

資 产 の 部

(単位:円)

1 固 定 资 产

(1) 有 形 固 定 资 产

イ 土 地	1,750,640,222
ロ 建 物	9,054,986,441
建物減価償却累計額	△ 6,790,722,311
ハ 構 築 物	184,749,062
構築物減価償却累計額	△ 175,511,610
ニ 器 械 備 品	2,851,452,476
器械備品減価償却累計額	△ 2,030,917,512
ホ 車 両	2,190,418
車両減価償却累計額	△ 1,802,853
ヘ リ 一 ス 资 产	379,065,000
リース資産減価償却累計額	△ 133,587,681
ト 建 設 仮 勘 定	
有形固定資産合計	5,093,541,652

(2) 無 形 固 定 资 产

イ 施 設 利 用 権	0
ロ その他無形固定資産	0
無形固定資産合計	0

(3) 投 资

イ 修 学 资 金 貸 付 金	27,874,299
ロ 長 期 前 払 消 費 税	94,217,374
投 资 合 計	122,091,673
固 定 资 产 合 計	5,215,633,325

2 流 動 资 产

(1) 現 金 預 金

881,491,639

(2) 未 収 金

596,615,636

591,112,636

貸 倒 引 当 金

△ 5,503,000

(3) 貯 藏 品

6,775,592

(4) 前 払 費 用

73,507

流 動 资 产 合 計

1,479,453,374

資 产 合 計

6,695,086,699

負 債 の 部

(単位:円)

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等企業債

ロ その他の企業債

企 業 債 合 計

709,631,438

0

709,631,438

0

(2) 他 会 計 借 入 金

(3) リ 一 ス 債 務

(4) 引 当 金

イ 退職給付引当金

引 当 金 合 計

固 定 負 債 合 計

1,509,016,000

1,509,016,000

2,487,365,841

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等企業債

ロ その他の企業債

企 業 債 合 計

143,226,450

0

143,226,450

(3) リ 一 ス 債 務

(4) 未 払 金

(5) 未 払 費 用

(6) 引 当 金

イ 賞与引当金

引 当 金 合 計

(7) 預 り 金

流 動 負 債 合 計

209,488,495

209,488,495

248,322,560

1,363,512,134

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

長期前受金収益化累計額

繰 延 収 益 合 計

3,128,035,918

△ 2,259,028,972

869,006,946

負 債 合 計

4,719,884,921

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本

資 本 合 計

10,659,957,589

10,659,957,589

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

(2) 欠 損 金

イ 繰 越 欠 損 金

ロ 当 年 度 純 利 益

欠 損 金 合 計

剩 余 金 合 計

資 本 合 計

負 債 資 本 合 計

7,860,031,811

△ 824,724,000

8,684,755,811

△ 8,684,755,811

1,975,201,778

6,695,086,699

予 算 說 明 書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
①病院事業費用				5, 358, 604
	1 医業費用			5, 225, 498
		1 給与費		3, 105, 549
			手当等	910, 838
			法定福利費	465, 057
	3 訪問看護			41, 553
	ステーション費用	1 給与費		39, 721
			手当等	12, 013
			法定福利費	5, 568

(単位:千円)

補正予定額	計	備考
6,177	5,364,781	
6,077	5,231,575	
6,077	3,111,626	
5,098	915,936	期末勤勉手当追加
979	466,036	共済組合負担金追加 919 社会保険料追加 60
100	41,653	
100	39,821	
83	12,096	期末勤勉手当追加
17	5,585	共済組合負担金追加 16 社会保険料追加 1